

少子化対策臨時特例交付金事業について

平成11年9月6日
保健福祉部

1 特例交付金について

(1) 趣旨

市町村及び都道府県が、保育所待機児童の解消をはじめとする地域の実情に応じた保育、教育等の少子化対策事業を実施し、又は民間が実施する当該事業に対し、臨時特例交付金を交付し、もって地域における少子化対策の一層の普及促進を図ることを目的とする。

国庫補正予算額 2,003億円

(2) 事業主体

市町村及び都道府県（都道府県は広報・啓発等のソフト事業のみ）

(3) 交付対象事業

① 単年度限りの特例措置で次の事業については対象外

- ア 個人への給付、負担の軽減事業 イ 既に実施している事業の市負担の軽減
- ウ 国が、現に他の制度で補助している事業

② 主な対象事業例（少子化対策に資する事業はすべて交付対象）

保育関連：保育所の緊急設備整備、事業所保育所の遊具等の整備など

教育関連：幼稚園の緊急設備整備・幼稚園の預り保育のための環境整備など

その他：育児対策等に関連するソフト事業など

(4) 交付金交付年度

平成11年度

2 特例交付金を財源とした市の事業

(1) 事業費

① 本市交付限度額 360,942千円（就学前児童数・待機児童数等により算定）

② 9月補正予定額 360,942千円（7事業）

③ 9月補正予定事業

・私立児童福祉施設助成事業	99,810 千円
・管理運営事業（私立幼稚園整備補助事業）	36,660 千円
・保育所整備事業	24,307 千円
・児童館整備事業	14,500 千円
・その他の事業	3,000 千円
・少子化対策推進基金積立金	182,665 千円

12年度、13年度の予定で各施設から計画が上がってきております。

(2) 事業期間

基金を創設し、13年度末まで事業を実施する。

3 盛岡市少子化対策推進基金条例の制定について

(1) 制定の趣旨

少子化対策臨時特例交付金による少子化対策事業を平成12年度、13年度にも実施するため盛岡市少子化対策推進基金条例を制定するものである。

(2) 制定の内容

①積立て

一般会計予算で積立額を定めるものとする。

②積立額

少子化対策臨時特例交付金約3億6千万円のうち、平成11年度事業実施分以外を基金に積み立てるものとする。

③条例の施行期日

公布の日から施行する。

④条例の廃止期日

平成14年3月31日にその効力を失う。